

令和3年9月30日

保護者の皆様

京都市立洛西中学校
校長 高垣 明夫

「緊急事態宣言」の解除を踏まえた本校の教育活動について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2学期開始以降、本市立学校等では、599人の児童生徒の陽性が確認（経路判明初発者の9割以上が家庭内感染）され、159学級（全学級数の3.9%）で学級閉鎖を実施し、当該学級の全児童生徒や担任等へ追加のPCR検査を実施しましたが、8割の学級で新たな陽性者は確認されていません。また、教職員のワクチン接種率は87.4%となり、市立学校児童生徒・教職員の陽性者に占める教職員の陽性率も2.4%（1学期中は15.5%）に留まっています。

こうした中、京都府全域を対象とする「緊急事態宣言」が、令和3年9月30日（木）をもって解除されることとなりました。

つきましては、引き続き、感染拡大防止を徹底するため、本校においては、京都市教育委員会からの通知を踏まえ、下記の通り教育活動に取り組みます。

保護者の皆様におかれましては、下記の内容をご確認いただきますとともに、ご家庭におかれましても、引き続き健康管理や感染症対策等に十分ご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。また、今後の京都府内の感染状況や国の動向等を踏まえ、下記の対応を変更する場合は改めてお知らせします。

記

1. 基本的な感染防止対策、健康観察の徹底

学校では引き続き、マスク着用、手洗い、換気など、基本的な感染防止対策に取り組むとともに、ご家庭でも生徒の毎日の健康観察を継続し、少しでも発熱等の風邪症状や体調不良が見られる場合には、必ず登校を控えてください。また、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えてください。生徒が登校後に体調が悪くなった場合は、早退させ自宅で静養させますのでご協力ください。

2. 具体的な教育活動について

(1) 各教科の授業や学級・学年での生徒活動は、引き続き「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」等できるだけ回避しつつ、以下の通り取り組みます。

・授業中のグループワークや理科の実験、音楽の合唱等、その必要性を十分に精査し、「3つの密」を回避し、活動時間や生徒同士の身体的距離を考慮する等の感染症対策を徹底したうえで、順次再開します。

・3年体育授業は、各学級ごとの単独授業でしたが、2学級の合同授業に戻します。

(2) 放課後学習会、土曜スクールにつきましても、平常授業と同様に、感染症対策を徹底した上で実施します。

3. 学校祭体育の部、文化の部について 〈10月5日（水）、雨天順延10月6日（木）〉

体育の部、文化の部とも無観客での開催とお知らせしていましたが、教科や学年等の展示につきましては、生徒下校後の、午後3時から午後4時30分まで保護者の皆さまに鑑賞していただけることといたします。展示場所等の案内は、後日改めてお知らせします。

また、体育の部、文化の部ともRCV（洛西ケーブルビジョン）の取材があります。およそ1カ月後の放映のあと画像を提供してもらい、希望される保護者の方に学校でDVDにダビングしてお渡しします。詳しくは、後日ご案内いたします。

4. 当面の予定について

(1) 校外学習については、次の通り実施する予定です。

- ・3年修学旅行…11月2日（火）～4日（木）
- ・1年校外学習…11月26日（金）
- ・2年校外学習…12月3日（金）

(2) 主な行事は、次の通りです。

- ・全学年学習確認プログラム…10月12日(火)・13日(水)
- ・3年個人懇談…10月19日(火)～25日(月) *1・2年は教育相談
- ・2学期期末テスト…11月17日(水)～19日(金)
- ・全学年個人懇談…12月17日(金)～23日(木)
- ・2学期終業式…12月24日(金)

5. 部活動について

(1) 引き続き、感染予防対策を徹底しながら、次のとおり、段階的に規制を緩和し、活動を再開します。

期間	活動時間等
10/1(金)～10/15(金)	校内限定で休日含め2時間以内。(大会参加は可)
10/16(土)～10/29(金)	京都府内限定で練習試合等の対外活動可。 部活動ガイドラインの活動時間(平日2時間以内、休日3時間以内)
10/30(土)～	部活動ガイドラインに基づく通常活動(府県をまたぐ移動可)

(2) 生徒の部活動への参加については、保護者の理解・同意を得た上、無理に参加させること等がないよう留意します。ご家庭でもお子様と、部活動の参加についてお話しいただき、参加される場合は、別紙「部活動参加届」を、最初の部活動の際、顧問にご提出ください。

6. 家庭での健康観察の徹底と体調不良時の対応について

(1) 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果を「健康観察票」に御記入ください。また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。

(2) 登校される際は、必ず「健康観察票」を持参させてください。

登校前の健康観察で発熱等の風邪症状がみられた場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。また、同居のご家族に風邪症状等が見られる場合も、お子様の登校は控えていただくよう、ご協力をお願いいたします。

(3) お子様やご家族に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など身近な医療機関(地域の診療所、病院)に、まず電話で相談してください。休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」(電話 414-5487, 365日24時間受付)に連絡してください。お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校(電話331-6131)へお知らせください。

- 息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある。
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

(4) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校(電話331-6131)へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- お子様、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い(疑似症)があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた